

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

来年から変わる相続税

平成25年度税制改正により、相続税の仕組みが平成27年1月1日以後の相続から大きく変わります。今回はその改正内容を確認していきます。

改正その① 遺産に係る基礎控除額

- ・改正前
 $5000万円 + 1000万円 \times \text{法定相続人の数}$
- ・改正後
 $3000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

改正その② 相続税の税率構造

- ・改正前
 - 1000万円以下：10%
 - 1000万円超3000万円以下：15%
 - 3000万円超5000万円以下：20%
 - 5000万円超1億円以下：30%
 - 1億円超3億円以下：40%
 - 3億円超：50%
- ・改正後
 - 1000万円以下：10%
 - 1000万円超3000万円以下：15%
 - 3000万円超5000万円以下：20%
 - 5000万円超1億円以下：30%
 - 1億円超2億円以下：40%
 - 2億円超3億円以下：45%**
 - 3億円超6億円以下：50%
 - 6億円超：55%**

改正その③ 税額控除

- (1) 未成年者控除
 - ・改正前
20歳までの1年につき6万円
 - ・改正後
20歳までの1年につき**10万円**
- (2) 障害者控除
 - ・改正前
85歳までの1年につき6万円(特別障害者は12万円)
 - ・改正後
85歳までの1年につき**10万円**(特別障害者は**20万円**)

改正その④ 小規模宅地等の特例

- (1) 居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積
 - ・改正前
限度面積240㎡(減額割合80%)
 - ・改正後
限度面積**330㎡**(減額割合80%)
- (2) 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積
 - ・改正前
特定居住用宅地等：240㎡
特定事業用等宅地等：400㎡
合計400㎡まで適用可能
 - ・改正後
特定居住用宅地等：330㎡
特定事業用等宅地等：400㎡
合計**730㎡**まで適用可能

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月31日 |